「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」の改正(案)について

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター

令和2年○月○日(○)

IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

■ サプライチェーン・リスクとは

- ▶ 情報通信機器等の開発や製造過程において、情報の窃取・破壊や、情報システムの停止等の悪意のある機能が組み込まれる懸念。
- ▶ さらに、納入後においても、情報システムの特徴として、事後的な運用・保守作業により、製造業者等が修正プログラムを適用する等、調達機関が意図しない、不正な変更が行われる可能性。



■ サプライチェーン・リスク対策の重要性

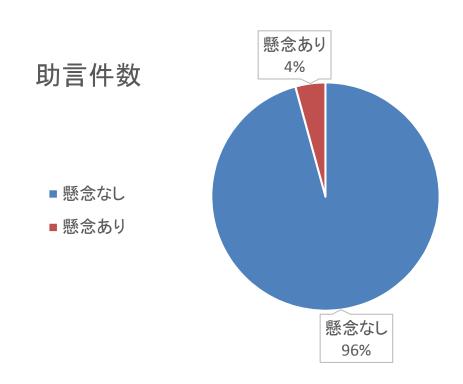
- ▶ 「サイバーセキュリティ戦略」において、サプライチェーン・リスク対策の重要性について言及。
- ▶ 「政府統一基準群」において、サプライチェーン・リスク対策に係る考え方を記載。
- ~ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの解説(遵守事項5.1.2(1)(a)"「不正な変更が加えられない」について"に係る解説)から抜粋 ~ 「開発・製造過程において悪意ある機能が組み込まれる懸念が払拭できない機器等、及びサプライチェーン・ リスクに係る懸念が払拭できない企業の機器等を調達しないことが求められる。」
- 「サプライチェーン・リスク対策」のより具体的な方策として全省庁による「申合せ」を決定。 (平成30年12月10日 サイバーセキュリティ対策推進会議(第16回)各府省情報化統括責任者連絡会議(第81回)合同会議)
 - 1. 適用対象: 重要性の観点から5類型を提示。
 - 2. 適用時期: 平成31年度予算に基づき平成31年4月1日 以降に調達手続(公告等)が開始されるもの。
 - 3. 調達手続の流れ:
 - 「総合評価落札方式」や「企画競争」等を用い、RFIやRFPといった事前の情報取得や、審査の過程において、必要な情報を入手し評価することにより、サプライチェーン・リスク対策を実施。
 - 必要に応じて、情報通信技術(IT)総合戦略室及び内閣サイバー セキュリティセンターから、講ずべき必要な措置について助言を実施。

- 1 国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム
- ② 機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の 漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招く おそれのある情報を取り扱うシステム
- ③ 番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報を極めて大量に取り扱う業務を行うシステム
- ④ 機能停止等の場合、各省庁における業務遂行に著しい 影響を及ぼす基幹業務システム、LAN等の基盤システム
- ⑤ 運営経費が極めて大きいシステム

「申合せ」運用実績(令和2年3月まで)

〇「申合せ」決定後、令和2年3月までに、NISCから各府省庁 に向けた助言件数は、1952件。

〇 その内、サプライチェーン・リスクの懸念が払しょくできない 機器等が含まれていると助言した件数は、83件。



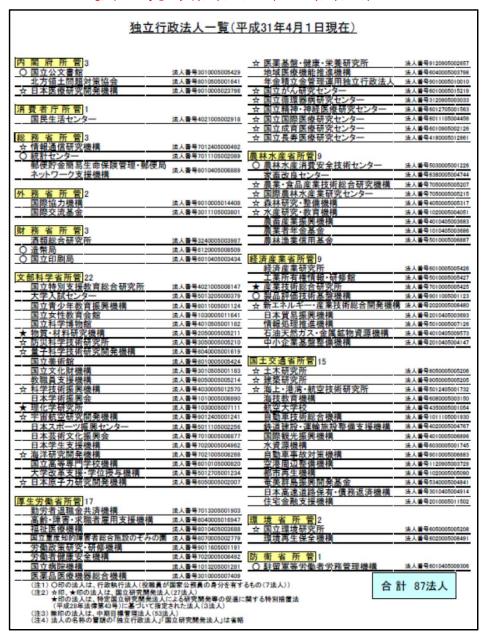
「申合せ」の改正の考え方

- 〇「サプライチェーン・リスク対策」は、「政府統一基準群」に おいて遵守事項として定められており、「申合せ」は、対策の 具体的な方策として決定されたもの。
- 〇「申合せ」は「国の行政機関」に限定して運用を開始し、1年 以上経過したが、これまで大きな混乱はなく、適正に運用され ている。

○ そのため、「政府統一基準群」の適用対象機関である、 「独立行政法人」及び「指定法人」についても「申合せ」の適用 対象とすることとし、「申合せ」の改正を行う。

新たに「申合せ」の適用対象となる法人

独立行政法人 (87法人)



指定法人 (9法人)

サイバーセキュリティ基本法第 13 条の規定に基づき サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人

平成 28 年 10 月 21 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバーセキュリティ基本法 (平成 26 年法律第 104 号) 第 13 条の規定に基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人は、次に掲げるものとする。

地方公共団体情報システム機構 地方公務員共済組合連合会

地方職員共済組合

都職員共済組合

全国市町村職員共済組合連合会

国家公務員共済組合連合会

日本私立学校振興・共済事業団

公立学校共済組合

日本年金機構